

我孫子市埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する
条例

平成15年12月25日条例第22号

目次

- 第1章 総則（第1条—第5条）
- 第2章 土砂等の埋立て等に使用される土砂等の安全基準（第6条）
- 第3章 不適正な土砂等の埋立て等の禁止等（第7条・第8条）
- 第4章 小規模埋立事業の規制（第9条—第28条）
- 第5章 小規模埋立事業に係る土地所有者等の義務（第29条—第31条）
- 第6章 雑則（第32条—第35条）
- 第7章 罰則（第36条—第40条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、市内における土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生を未然に防止するため、必要な規制を行うことにより市民の生活の安全を確保し、もって市民の生活環境を保全することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「土砂等の埋立て等」とは、土砂等（土砂及びこれに混入し、又は吸着した物をいう。以下同じ。）による土地の埋立て、盛土その他の土地への土砂等の堆積（製品の製造又は加工のための原材料の堆積を除く。）を行う行為をいう。

2 この条例において「小規模埋立事業」とは、土砂等の埋立て等に供する区域（宅地造成その他事業の工程の一部において土砂等の埋立て等が行われる場合であって、当該事業を行う区域から発生し、又は採取された土砂等を当該事業のために使用するものであるときにあつては、当該事業を行う区域。以下「埋立事業区域」という。）以外の場所から発生し、又は採取された土砂等（以下「外部からの搬入土砂等」という。）による土砂等の埋立て等を行う事業であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。ただし、第1号及び第2号に規定する埋立事業区域の面積の算定に当たっては、土砂等の埋立て等を行う際に、当該埋立事業区域又は同号に規定する埋立事業区域に隣接し、若しくは近接する土地から採取した土砂等を使用して当該埋立事業区域の埋立て等を行った後、当該土砂等を採取した場所に外部からの搬入土砂等を堆積する場合においては、当

該採取した土砂等により埋立て等が行われた区域の面積は、外部からの搬入土砂等により埋立て等が行われた面積とみなす。

- (1) 埋立事業区域の面積が、300平方メートル以上3,000平方メートル未満であるもの
- (2) 埋立事業区域の面積が300平方メートル未満で、その埋立事業区域に隣接し、又は規則で定める近接する土地において、その埋立事業区域に係る土砂等の埋立て等を行う事業を施工する日前1年以内に土砂等の埋立て等を行う事業が施工され、又は施工中の場合においては、その埋立事業区域と当該既に施工され、又は施工中の埋立事業区域の面積とが合算して300平方メートル以上となるもので、かつ、これらの埋立事業区域の土地の所有者若しくは事業者又はその両方が同一の者であるもの
- (3) 埋立事業区域の面積が300平方メートル未満であって、外部からの搬入土砂等による埋立て等の高さが1メートル以上で、搬入土量が300立方メートル以上であるもの

3 この条例において「小規模一時堆積事業」とは、他の場所への搬出を目的として土砂等の堆積を行う小規模埋立事業をいう。

4 この条例において「開発行為」とは、都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第12項に規定する行為であって、同法第29条第1項又は第2項に規定する許可を要するものをいう。

（事業者等の責務）

第3条 事業者は、その事業活動において、土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生を未然に防止する責務を有する。

2 事業者は、埋立事業区域の周辺関係者（隣接地の所有者、周辺住民、水利権者等をいう。以下同じ。）に対し、土砂等の埋立て等に関する事業内容について事前に説明しなければならない。

3 事業者は、当該事業の施工に係る苦情又は紛争が生じたときは、誠意をもって解決に当たらなければならない。

4 建設工事、しゅんせつ工事その他の事業を行う者は、その事業活動に伴い発生する土砂等の減量化を図るとともに、当該土砂等の製品化その他の有効利用に努めなければならない。

5 土砂等を運搬する事業を行う者は、土砂等の埋立て等に使用される土砂等を運搬しようとするときは、当該土砂等の汚染状況を確認し、土砂等の埋立て等による土壌の汚染が発生するおそれのある土砂等を運搬することのないよう努めなければならない。

（土地の所有者の責務）

第4条 土地の所有者は、土砂等の埋立て等を行う者に対して土地を提

供しようとするときは、当該土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害が発生するおそれのないことを確認し、これらのおそれのある土砂等の埋立て等を行う者に対して当該土地を提供することのないよう努めなければならない。

(市の責務)

第5条 市は、土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生を未然に防止するため、土砂等の埋立て等の状況を把握するとともに、不適正な土砂等の埋立て等の監視、土砂等の埋立て等に係る住民からの苦情の処理その他必要な事項について、千葉県と協力して取り組むよう努めるものとする。

第2章 土砂等の埋立て等に使用される土砂等の安全基準

第6条 土砂等の埋立て等に使用される土砂等の安全基準(以下「安全基準」という。)は、環境基本法(平成5年法律第91号)第16条第1項に規定する土壌の汚染に係る環境基準に準じて、規則で定める。

第3章 不適正な土砂等の埋立て等の禁止等

(安全基準に適合しない土砂等による土砂等の埋立て等の禁止等)

第7条 何人も、安全基準に適合しない土砂等を使用して、土砂等の埋立て等を行ってはならない。

2 市長は、土砂等の埋立て等に安全基準に適合しない土砂等が使用されていることを確認したとき又は使用されるおそれがあると認めるときは、当該土砂等の埋立て等を行い、又は行った者に対し、直ちに、当該土砂等の埋立て等を停止し、又は現状を保全するために必要な措置を執るべきことを命ずるとともに、千葉県知事にその旨を通報しなければならない。

3 市長は、土砂等の埋立て等に安全基準に適合しない土砂等が使用されていることを確認したときは、速やかに当該土砂等及び当該土砂等の埋立て等が行われ、又は行われた場所の土壌に係る情報を周辺関係者に提供するものとする。

(土砂等の埋立て等による崩落等の防止措置等)

第8条 土砂等の埋立て等を行う者は、当該土砂等の埋立て等に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置を講じなければならない。

2 市長は、土砂等の埋立て等に使用された土砂等が崩落し、飛散し、若しくは流出し、又はこれらのおそれがあると認めるときは、必要に応じ、当該土砂等の埋立て等を行い、又は行った者に対し、これらを防止するために必要な措置を講ずるよう指導するものとする。

第4章 小規模埋立事業の規制

(小規模埋立事業の許可等)

第9条 小規模埋立事業を行おうとする者は、小規模埋立事業に供する区域(以下「小規模埋立事業区域」という。)ごとに、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。ただし、当該小規模埋立事業が次に掲げる事業に該当する場合は、この限りでない。

(1) 国、地方公共団体その他規則で定める公共的団体が行う事業(以下「公共事業」という。)

(2) 採石法(昭和25年法律第291号)、砂利採取法(昭和43年法律第74号)、千葉県土採取条例(昭和49年千葉県条例第1号)その他の法令及び条例(以下「法令等」という。)に基づき許認可等(許可、認可、免許その他の自己に対し何らかの利益を付与する処分をいう。以下同じ。)がなされた採取場から採取された土砂等を販売するために一時的に土砂等の堆積を行う事業

(3) 開発行為による事業(小規模一時堆積事業を除く。)

2 前項第3号に掲げる小規模埋立事業を行おうとする者は、小規模埋立事業区域ごとに、土砂等を搬入する日の20日前までに市長に届け出なければならない。

(小規模埋立事業に係る土地所有者等の同意)

第10条 前条第1項の許可の申請をしようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、当該申請に係る小規模埋立事業区域内の土地の所有者に対し、当該申請が、第11条第1項の規定によるものである場合は同項第1号から第8号までに掲げる事項を、同条第2項の規定によるものである場合は同項第1号から第5号までに掲げる事項を説明し、その同意を得なければならない。

2 前項に定めるもののほか、前条第1項の許可の申請をしようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、当該申請に係る小規模埋立事業区域内の土地につき当該小規模埋立事業の施工の妨げとなる権利を有する者(同項に規定する土地の所有者を除く。)の同意を得なければならない。

3 前条第1項、第14条第1項又は第23条第1項の許可(以下この章において「第9条第1項等の許可」という。)を受けた者は、当該許可に係る小規模埋立事業を施工している間に当該許可に係る小規模埋立事業区域内の土地の所有者が変更したときは、変更後の当該小規模埋立事業区域内の土地の所有者に対し、第17条第2項に規定する土砂等管理台帳、第19条に規定する書類及び図面の写しその他の書類により当該小規模埋立事業の施工の状況を説明し、その同意を得なければならない。

(小規模埋立事業の計画に係る事前協議等)

第10条の2 第9条第1項の許可を受けようとする者又は同条第2項の規定による届出をしようとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめ当該許可又は届出に係る小規模埋立事業の計画について、市長と協議しなければならない。ただし、市長がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 市長は、前項の規定による協議において、同項の許可を受けようとする者又は届出をしようとする者に対し、当該許可を受け、又は届出をしようとする小規模埋立事業区域の周辺地域の住民の安全を確保し、その生活環境を保全するために必要な指導を行うものとする。

(許可の申請)

第11条 第9条第1項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に第10条第1項及び第2項に規定する同意を得たことを証する書面、小規模埋立事業区域及びその周辺の状況を示す図面その他規則で定める書類及び図面を添付して市長に申請しなければならない。

(1) 氏名及び住所(法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)

(2) 小規模埋立事業区域の位置及び面積

(3) 現場事務所(土砂等の搬入(小規模一時堆積事業である場合は、搬入及び搬出)を管理するための事務所をいう。以下同じ。)その他小規模埋立事業に供する施設の設置計画及び位置並びに当該現場事務所に置く現場責任者の氏名及び職名(現場事務所を当該小規模埋立事業区域に設置することができない場合は、現場事務所と同等の機能を有する事務所(以下「管理事務所」という。)の所在地並びに当該小規模埋立事業を管理する施工責任者の氏名及び職名)

(4) 小規模埋立事業に使用される土砂等の量

(5) 小規模埋立事業を施工する期間

(6) 小規模埋立事業が完了した場合の小規模埋立事業区域の構造

(7) 小規模埋立事業に使用される土砂等の搬入計画に関する事項

(8) 小規模埋立事業が施工されている間において、小規模埋立事業区域以外の地域への当該小規模埋立事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置

(9) 前各号に定めるもののほか、規則で定める事項

2 前項の規定にかかわらず、第9条第1項の許可を受けようとする

る小規模埋立事業が小規模一時堆積事業である場合は、当該許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に第10条第1項及び第2項に規定する同意を得たことを証する書面、小規模一時堆積事業に供する区域(以下「小規模一時堆積事業区域」という。)及びその周辺の状況を示す図面その他の規則で定める書類及び図面を添付して市長に申請しなければならない。

- (1) 前項第1号から第3号までに掲げる事項
- (2) 年間の小規模一時堆積事業に使用される土砂等の搬入及び搬出の予定量
- (3) 小規模一時堆積事業に使用される土砂等の堆積の構造
- (4) 小規模一時堆積事業区域の表土と小規模一時堆積事業に使用される土砂等が遮断される構造である場合は、その構造
- (5) 小規模一時堆積事業に使用される土砂等について、当該土砂等が発生し、又は採取された場所(以下「発生場所」という。)ごとに当該土砂等を区分するために必要な措置
- (6) 前各号に定めるもののほか、規則で定める事項
(届出)

第11条の2 第9条第2項の規定による届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書に、規則で定める書類及び図面を添付して市長に届け出なければならない。

- (1) 氏名及び住所(法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)
- (2) 小規模埋立事業区域の位置及び面積
- (3) 小規模埋立事業に使用される土砂等の量
- (4) 小規模埋立事業を施工する期間
- (5) 小規模埋立事業に使用される土砂等の搬入計画に関する事項
- (6) 前各号に定めるもののほか、規則で定める事項
(申請及び届出の制限)

第12条 第9条第1項の許可を受けようとする者又は同条第2項の規定による届出をしようとする者は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可の申請又は届出をすることができない。

- (1) 小規模埋立事業を施工する期間が1年を超えているとき(当該許可の申請が小規模一時堆積事業に係る申請であるときを除く。)
- (2) 第7条第2項、第25条第1項若しくは第2項、第27条又は第31条第1項の規定により命令を受けた者が申請し、又は届け出よう

とする場合であって、必要な措置を完了していないとき。

(許可の基準)

第13条 市長は、第11条第1項の規定による申請があった場合において、当該申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、第9条第1項の許可をしてはならない。

(1) 申請者が次のアからケまでのいずれにも該当しないこと。

ア 第7条第2項、第25条第1項若しくは第2項、第27条又は第31条第1項の規定により命令を受け、必要な措置を完了していない者

イ 第26条第1項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から3年を経過しない者(当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る我孫子市行政手続条例(平成9年条例第9号)第15条の規定による通知があった日以前60日以内に当該法人の役員(業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められるものを含む。キにおいて同じ。)であった者で当該取消しの日から3年を経過しないものを含む。)。ただし、申請者が第26条第1項第3号、第4号、第5号又は第9号に該当することにより当該許可を取り消された者である場合は、この限りでない。

ウ 第26条第1項の規定により小規模埋立事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者

エ 小規模埋立事業の施工に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

オ 我孫子市暴力団排除条例(平成24年条例第7号)第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団員等である者

カ 営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人がアからオまでのいずれかに該当するもの

キ 法人でその役員又は規則で定める使用人のうちにアからオまでのいずれかに該当する者のあるもの

ク 個人で規則で定める使用人のうちにアからオまでのいずれかに該当する者のあるもの

ケ オに掲げる者がその事業活動を支配する者

(2) 第10条第1項及び第2項に規定する同意を得ていること。

(3) 現場事務所を設置し、かつ、当該現場事務所には現場責任者(管

理事務所を設置する場合は、施工責任者)を置くこと。

- (4) 小規模埋立事業が1年以内に完了するものであること。
- (5) 小規模埋立事業が完了した場合において、当該小規模埋立事業に使用される土砂等の堆積の構造が、小規模埋立事業区域以外の地域への当該土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生のおそれがないものとして規則で定める構造上の基準に適合するものであること。
- (6) 第11条第1項第7号に規定する搬入計画における小規模埋立事業に使用される土砂等の発生場所が特定していること。
- (7) 第11条第1項第7号に規定する搬入計画において、第9条第1項の許可を受けた日から6月以内に土砂等の埋立て等に着手する計画となっていること。
- (8) 小規模埋立事業が施工されている間において、小規模埋立事業区域以外の地域への当該小規模埋立事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置が図られていること。

2 市長は、第11条第2項の規定による申請があった場合において、当該申請が前項第1号から第3号まで及び次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、第9条第1項の許可をしてはならない。

(1) 小規模一時堆積事業区域の構造が、当該小規模一時堆積事業区域以外の地域への小規模一時堆積事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生のおそれがないものとして規則で定める構造上の基準に適合するものであること。

(2) 小規模一時堆積事業に使用される土砂等について、当該土砂等の発生場所ごとに当

該土砂等を区分するために必要な措置が図られていること。

3 第11条第1項又は第2項の規定による申請が、法令等に基づく許認可等を要する行為に係るものであって、当該行為について、当該法令等により土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置が図られているものとして規則で定めるものである場合は、第1項第5号及び第8号並びに前項第1号の規定は、適用しない。

(変更の許可等)

第14条 第9条第1項の許可を受けた者は、第11条第1項各号又は第2項各号に掲げる事項の変更(規則で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければなら

ない。この場合においては、第10条第1項及び第2項の規定を準用する。

2 第9条第1項の許可を受けた者が第7条第2項、第25条第1項若しくは第2項又は第27条の規定による命令に従って、当該許可に係る第11条第1項各号又は第2項各号に掲げる事項を変更しようとする場合は、前項の規定は適用しない。

3 第1項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に同項において準用する第10条第1項及び第2項に規定する同意を得たことを証する書面その他規則で定める書類及び図面を添付して市長に申請しなければならない。

(1) 氏名及び住所（法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）

(2) 変更の内容及びその理由

4 第1項の許可を受けようとする者は、前項の規定による申請が次の各号のいずれかに該当するときは、当該申請をすることができない。

(1) 第9条第1項の許可を受けた小規模埋立事業を施工する期間を変更する場合であって、当該期間が満了する日から起算して1年を超えているとき（小規模一時堆積事業に係る申請であるときを除く。）。

(2) 第9条第1項の許可を受けた小規模埋立事業区域の面積を変更する場合であって、新たに小規模埋立事業区域となる面積が当該許可を受けた小規模埋立事業区域の面積の10分の5を超えているとき又は変更後の小規模埋立事業区域の面積が3,000平方メートルを超えているとき。

(3) 第7条第2項、第25条第1項若しくは第2項、第27条又は第31条第1項の規定により命令を受けた者が申請しようとする場合であって、必要な措置を完了していないとき。

5 第1項の許可の基準については、前条の規定を準用する。

6 第9条第1項等の許可を受けた者は、第1項の規則で定める軽微な変更をしたときは、当該軽微な変更をした日から起算して10日以内に、その旨を市長に届け出るとともに、第10条第1項（第1項及び第23条第1項において準用する場合を含む。）又は第10条第3項の規定により同意をした土地の所有者に通知しなければならない。（変更の届出）

第14条の2 第9条第2項の規定による届出をした者は、当該届出に係る第11条の2各号に掲げる事項の変更をしようとするときは、前

条第3項各号に掲げる事項を記載した届出書に規則で定める書類及び図面を添付して当該変更しようとする日の10日前までに市長に届け出なければ、当該変更の日以後においては、土砂等を搬入することができない。この場合において、第9条第2項の規定による届出をした者と同項の規定による届出に係る開発行為の許可を受けた者が異なる場合にあつては、当該開発行為の許可を受けた者の同意を得たことを証する書面を当該変更の届出の際に併せて提出しなければならない。

(許可の条件)

第15条 市長は、第9条第1項等の許可に条件を付することができる。この場合において、その条件は、これらの許可を受けた者に不当な義務を課するものであつてはならない。

(土砂等の搬入の届出)

第16条 第9条第1項等の許可を受けた者及び同条第2項の規定による届出をした者は、当該許可又は届出に係る小規模埋立事業区域に土砂等を搬入しようとするときは、当該土砂等の発生場所ごとに、当該土砂等が当該発生場所から発生し、又は採取された土砂等であることを証するために必要な書面で規則で定めるもの及び当該土砂等が安全基準に適合していることを証するために必要な書面で規則で定めるものを添付して当該土砂等を搬入する日前までに市長に届け出なければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該土砂等が安全基準に適合していることを証するために必要な書面で規則で定めるものの添付は、これを省略することができる。

- (1) 当該土砂等が、公共事業により発生し、又は採取された土砂等である場合であつて、安全基準に適合していることについて事前に市長の承認を受けたものであるとき。
- (2) 当該土砂等が、法令等に基づき許認可等がなされた土砂等の採取場から採取された土砂等である場合であつて、当該採取場から採取された土砂等であることを証するために必要な書面で規則で定めるものが添付されたとき。
- (3) 当該土砂等が、他の場所への搬出を目的とした土砂等の堆積(次条において「一時的堆積」という。)を行う場所(当該場所において土砂等が発生場所ごとに明確に区分されているものに限る。)から発生し、又は採取された土砂等である場合であつて、当該発生場所から発生し、又は採取されたことを証するために必要な書面で規則で定めるもの及び安全基準に適合していることを証す

るために必要な書面で規則で定めるものが添付されたとき。

(4) その他当該土砂等について、土壌の汚染のおそれがないと市長が認めたとき。

(土砂等の量等の報告及び土砂等管理台帳の作成等)

第17条 第9条第1項等の許可(当該許可が小規模一時堆積事業に係るものである場合を除く。)を受けた者は、規則で定めるところにより、定期的に、当該許可に係る小規模埋立事業に使用された土砂等の量等を市長に報告しなければならない。

2 第9条第1項等の許可(当該許可が小規模一時堆積事業に係るものである場合に限る。)を受けた者は、当該許可に係る小規模一時堆積事業に使用された土砂等について、発生場所ごとに、次に掲げる事項を記録した土砂等管理台帳(その作成又は保存に代えて電磁的記録の作成又は保存がされている場合は、当該電磁的記録。以下同じ。)を作成し、当該許可を受けた日から1年ごとに閉鎖するとともに、規則で定めるところにより、定期的に、当該許可に係る小規模一時堆積事業に使用された土砂等の量等を市長に報告しなければならない。この場合において、当該報告する書面には、土砂等管理台帳の写しを添付しなければならない。

(1) 当該許可に係る小規模一時堆積事業区域に搬入された土砂等の発生場所からの運搬手段

(2) 当該許可に係る小規模一時堆積事業区域に搬入された土砂等がその過程において一時的堆積が行われたものである場合は、当該一時的堆積が行われた場所(当該場所において土砂等が発生場所ごとに明確に区分されているものに限る。)

(3) 当該許可に係る小規模一時堆積事業区域に搬入された土砂等の1日当たりの量

(4) 当該許可に係る小規模一時堆積事業区域から搬出された土砂等の1日当たりの量及び搬出先ごとの内訳

(5) 前各号に定めるもののほか、規則で定める事項
(地質検査等の報告)

第18条 第9条第1項等の許可を受けた者及び同条第2項の規定による届出をした者は、規則で定めるところにより、定期的に、当該許可又は届出に係る小規模埋立事業区域の土壌についての地質検査を行い、その結果を市長に報告しなければならない。

2 第9条第1項等の許可を受けた者及び同条第2項の規定による届出をした者は、当該許可又は届出に係る小規模埋立事業区域の土壌中に安全基準に適合しない土砂等があることを確認したときは、

直ちに、市長にその旨を報告しなければならない。

(関係書類等の縦覧)

第19条 第9条第1項等の許可を受けた者は、市長が指定する場所において、当該許可に係る小規模埋立事業が施工されている間、当該小規模埋立事業に関しこの条例の規定により市長に提出した書類及び図面の写しを周辺関係者その他当該小規模埋立事業について利害関係を有する者の縦覧に供さなければならない。

(標識の掲示等)

第20条 第9条第1項等の許可を受けた者は、当該許可に係る小規模埋立事業区域内の公衆の見やすい場所に、当該許可に係る小規模埋立事業が施工されている間、氏名又は名称、現場責任者の氏名及び職名(管理事務所を設置する場合は、施工責任者の氏名及び職名)その他規則で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。

2 第9条第1項等の許可を受けた者は、当該許可に係る小規模埋立事業区域と当該区域以外の地域との境界にその境界を明らかにする表示を行わなければならない。

(小規模埋立事業の廃止等)

第21条 第9条第1項等の許可を受けた者及び同条第2項の規定による届出をした者は、当該許可又は届出に係る小規模埋立事業を廃止し、又は中止しようとするときは、あらかじめ、当該小規模埋立事業による土壌の汚染又は当該小規模埋立事業に使用された土砂等の崩落、飛散若しくは流出による災害の発生を防止するために必要な措置を講じなければならない。

2 第9条第1項等の許可を受けた者及び同条第2項の規定による届出をした者は、当該許可又は届出に係る小規模埋立事業を廃止し、又は2月以上中止しようとするときは、当該廃止し、又は中止しようとする日の10日前までにその旨を市長に届け出なければならない。

3 前項の規定による廃止の届出があったときは、第9条第1項等の許可及び同条第2項の規定による届出は、その効力を失う。

4 市長は、第2項の規定による廃止の届出があったときは、速やかに、当該小規模埋立事業による土壌の汚染がないかどうか及び第1項の措置が講じられているかどうかの確認を行い、その結果を当該届出をした者に通知しなければならない。

5 前項の規定により、土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置が講じられていない旨の通知を受けた者は、第2項の規定による届出に係る小規模埋立事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な

措置を講じなければならない。

(小規模埋立事業の完了等)

第22条 第9条第1項等の許可を受けた者及び同条第2項の規定による届出をした者は、当該許可又は届出に係る小規模埋立事業を完了したときは、当該完了した日から起算して10日以内にその旨を市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による届出があったときは、速やかに、当該届出に係る小規模埋立事業による土壌の汚染がないかどうか及び当該届出に係る小規模埋立事業区域が第9条第1項等の許可又は同条第2項の規定による届出の内容に適合しているかどうかの確認を行い、その結果を前項の規定による届出をした者に通知しなければならない。

3 前項の規定により、土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置が講じられていない旨の通知を受けた者は、第1項の規定による届出に係る小規模埋立事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置を講じなければならない。

(譲受け)

第23条 第9条第1項等の許可を受けた者から当該許可に係る小規模埋立事業の全部を譲り受けようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。この場合においては、第10条第1項及び第2項の規定を準用する。

2 前項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に同項において準用する第10条第1項及び第2項に規定する同意を得たことを証する書面その他規則で定める書類を添付して市長に申請しなければならない。

(1) 氏名及び住所(法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)

(2) 譲受けの相手方の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)

(3) 申請者が第13条第1項第1号カに規定する未成年者である場合には、その法定代理人の氏名及び住所

(4) 前各号に定めるもののほか、規則で定める事項

3 第1項の許可を受けようとする者は、前項の規定による申請が次の各号のいずれかに該当するときは、当該申請をすることができない。

(1) 第1項の小規模埋立事業の全部を譲り受けようとする者が第

13条第1項第1号アからケまでのいずれかに該当する者であるとき。

(2)第7条第2項、第25条第1項若しくは第2項、第27条又は第31条第1項の規定により命令を受けた者が申請しようとする場合であって、必要な措置を完了していないとき。

4 第1項の許可の基準については、第13条第1項（第1号及び第2号に係る部分に限る。）の規定を準用する。

5 第1項の許可を受けて小規模埋立事業を譲り受けた者は、当該小規模埋立事業に係る第9条第1項等の許可を受けた者のこの条例の規定による地位を承継する。

6 第9条第2項の規定による届出をした者から当該届出に係る事業の全部を譲り受けようとする者は、あらためて同項の規定による届出をしなければならない。

（相続等）

第24条 第9条第1項等の許可を受けた者について相続、合併又は分割（当該許可に係る小規模埋立事業の全部を承継させるものに限る。）があったときは、相続人（相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により承継すべき相続人を選定したときは、その者）、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該許可に係る小規模埋立事業の全部を承継した法人は、当該許可を受けた者のこの条例の規定による地位を承継する。

2 前項の規定により第9条第1項等の許可を受けた者の地位を承継した者は、当該承継した日から起算して10日以内にその事実を証する書面を添付して市長に届け出るとともに、第10条第1項（第14条第1項及び前条第1項において準用する場合を含む。）又は第10条第3項に規定する同意をした土地の所有者に通知しなければならない。

（名義貸しの禁止）

第24条の2 第9条第1項等の許可を受けた者は、自己の名義をもって第三者に当該許可に係る小規模埋立事業を行わせてはならない。当該許可に係る小規模埋立事業の全部又は規則で定める主要な部分を第三者に委託し、又は請け負わせる場合においても、同様とする。

（小規模埋立事業に対する措置命令）

第25条 市長は、小規模埋立事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、当該小規模埋立事業を行う第9条第1項等の許可を受けた者又は同条第2項の規定による届出をした者（第14条第1項の規定

により許可を受けなければならない事項を同項の許可を受けないで、又は第14条の2の規定により届出をしなければならぬ事項を同条の規定による届出をしないで変更した者を除く。) に対し、当該小規模埋立事業を停止し、又は当該小規模埋立事業に使用された土砂等の崩落、飛散若しくは流出による災害の発生を防止するために必要な措置を執るべきことを命ずることができる。

2 市長は、第9条第1項若しくは第2項、第14条第1項又は第14条の2の規定に違反して小規模埋立事業を行った者に対し、当該小規模埋立事業に使用された土砂等の全部若しくは一部を撤去し、又は土砂等の崩落、飛散若しくは流出による災害の発生を防止するために必要な措置を執るべきことを命ずることができる。

(許可の取消し等)

第26条 市長は、第9条第1項等の許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可を取り消し、又は6月以内の期間を定めて当該許可に係る小規模埋立事業の停止を命ずることができる。

(1) 第7条第2項の規定による命令に違反したとき。

(2) 不正の手段により第9条第1項等の許可を受けたとき。

(3) 第9条第1項等の許可に係る小規模埋立事業を引き続き1年以上行っていないとき。

(4) 第10条第1項又は第3項の規定により得た同意の効力が失われたとき。

(5) 第10条第3項に規定する同意を得ることができないとき。

(6) 第14条第1項の規定により許可を受けなければならない事項を同項の許可を受けないで変更したとき。

(7) 第15条の規定により付した条件に違反したとき。

(8) 第16条から第20条までの規定に違反したとき。

(9) 第24条第1項の規定により第9条第1項等の許可を受けた者の地位を承継した者が当該地位を承継した際、第13条第1項第1号アからケまでのいずれかに該当するとき。

(10) 第24条の2の規定に違反したとき。

(11) 前条第1項又は第2項の規定による命令に違反したとき。

2 前項の規定により第9条第1項等の許可の取消しを受けた者(当該取消しに係る小規模埋立事業について前条第1項又は第2項の規定による命令を受けた者を除く。)は、当該取消しに係る小規模埋立事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置を講じなければならない。

(廃止、完了又は取消しに伴う義務違反に対する措置命令)

第27条 市長は、第21条第5項、第22条第3項又は前条第2項の規定に違反した者に対し、その小規模埋立事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置を執るべきことを命ずることができる。

(関係書類等の保存)

第28条 第9条第1項等の許可を受けた者又は同条第2項の規定による届出をした者は、当該小規模埋立事業について第21条第2項の規定による廃止の届出若しくは第22条第1項の規定による完了の届出をした日又は第26条第1項の規定による第9条第1項等の許可の取消しの通知を受けた日から3年間、当該小規模埋立事業に関しこの条例の規定により市長に提出した書類及び図面の写し(これらの作成又は保存に代えて電磁的記録の作成又は保存がされている場合は、当該電磁的記録)を保存しなければならない。

2 第9条第1項等の許可(当該許可が小規模一時堆積事業に係るものである場合に限る。)を受けた者は、第17条第2項に規定する土砂等管理台帳を閉鎖後3年間保存しなければならない。

(小規模埋立事業に係る土地所有者の義務)

第29条 土地の所有者は、第10条第1項(第14条第1項及び第23条第1項において準用する場合を含む。以下この条及び次条において同じ。)に規定する同意をしようとするときは、当該同意に係る小規模埋立事業が小規模一時堆積事業以外の小規模埋立事業である場合は当該小規模埋立事業が完了した後の土地の利用計画を踏まえて第11条第1項第1号から第8号までに掲げる事項を、当該小規模埋立事業が小規模一時堆積事業である場合は同条第2項第1号から第5号までに掲げる事項を確認しなければならない。

2 第10条第3項に規定する同意をしようとする土地の所有者は、あらかじめ、第17条第2項に規定する土砂等管理台帳、第19条に規定する書類及び図面の写しその他の書類により当該同意に係る小規模埋立事業の施工の状況を確認しなければならない。

3 第10条第1項又は第3項に規定する同意をした土地の所有者は、当該同意に係る小規模埋立事業による土壌の汚染及び土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するため、当該小規模埋立事業が行われている間、規則で定めるところにより、定期的に、当該小規模埋立事業の施工の状況を把握しなければならない。

4 第10条第1項又は第3項に規定する同意をした土地の所有者は、当該同意に係る小規模埋立事業により土壌の汚染又は土砂等の崩落、飛

散若しくは流出による災害が発生し、又はこれらのおそれがあることを知ったときは、直ちに、当該小規模埋立事業を行う者に対し当該小規模埋立事業の中止を求め、又は原状回復その他の必要な措置を講ずるとともに、その旨を市長に通報しなければならない。

(小規模埋立事業に係る土地の所有者に対する措置命令)

第30条 市長は、小規模埋立事業に安全基準に適合しない土砂等が使用されていることを確認したときは、第7条第2項に定めるもののほか、当該小規模埋立事業に係る第10条第1項又は第3項に規定する同意をした土地の所有者に対し、当該小規模埋立事業に使用された土砂等(当該土砂等により安全基準に適合しないこととなった土砂等を含む。)の全部若しくは一部を撤去し、又は当該小規模埋立事業による土壌の汚染を防止するために必要な措置を執るべきことを命ずることができる。

2 市長は、小規模埋立事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、第25条第1項に定めるもののほか、当該小規模埋立事業に係る第10条第1項又は第3項に規定する同意をした土地の所有者に対し、当該小規模埋立事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置を執るべきことを命ずることができる。

(措置命令等を受けた者から土砂等を譲り受けた者に対する命令等)

第31条 市長は、第7条第2項、第25条第1項若しくは第2項又は第27条の規定による命令を受けた者が当該命令に係る措置を履行しない場合において、当該命令を受けた者が、当該命令に係る土砂等を譲り渡し、使用させ、収益させ、若しくは担保に供し、又は当該土砂等の管理を委託したときは、これらの譲渡し等を受けた者(以下この条において「土砂等の譲受人等」という。)に対し、当該命令の範囲内において、必要な措置を執るべきことを命ずることができる。土砂等の譲受人等が当該命令に係る土砂等を譲り渡し、使用させ、収益させ、若しくは担保に供し、又は当該土砂等の管理を委託した場合においても、同様とする。

2 市長は、第7条第2項、第25条第1項若しくは第2項、第27条又は前項の規定による命令をしたときは、標識の設置その他規則で定める方法により、その旨を公示するものとする。

3 前項の標識は、第7条第2項、第25条第1項若しくは第2項、第27条又は第1項の規定による命令に係る埋立事業区域内に設置することができる。この場合において、当該埋立事業区域において土砂

等の埋立て等を行う者、当該埋立事業区域に係る土地の所有者、土砂等の譲受人等及び第1項後段に規定する譲渡し等を受けた者は、当該標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。

第6章 雑則

(報告の徴収)

第32条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、土砂等の埋立て等を行う者又は埋立事業区域の土地の所有者に対し、使用された土砂等が安全基準に適合していること等その土砂等の埋立て等に関し報告をさせることができる。

(立入検査)

第33条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、市職員に、土砂等の埋立て等を行う者の事務所、事業場その他その業務を行う場所（次項において「事務所等」という。）に立ち入り、帳簿、書類その他の物件（これらの作成又は保存に代えて電磁的記録の作成又は保存がされている場合は、当該電磁的記録）を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

2 市職員は、前項の規定により事務所等に立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(許可等に関する意見聴取)

第33条の2 市長は、第9条第1項、第14条第1項又は第23条第1項の許可をしようとするときは、第13条第1項第1号オからケまでのいずれかに該当する事由（同号カからクまでのいずれかに該当する事由にあっては、同号オに係るものに限る。以下同じ。）の有無について、千葉県警察本部長の意見を聴くものとする。

2 市長は、第26条第1項の規定による処分をしようとするときは、第13条第1項第1号オからケまでのいずれかに該当する事由の有無について、千葉県警察本部長の意見を聴くことができる。

(官公署への照会等)

第33条の3 市長は、前条に規定するもののほか、この条例の規定に基づく事務に関し、官公署に対し照会し、又は協力を求めることができる。

(公表)

第33条の4 市長は、土壌の汚染及び災害の発生を防止するため必要があると認めるときは、次に掲げる者の氏名及び住所（法人にあつ

ては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)、違反等の事実その他規則で定める事項を公表することができる。

(1) 第7条第2項、第25条第1項若しくは第2項、第26条第1項又は第27条の規定による命令に違反した者

(2) 第8条第2項の指導に従わずに土砂等の崩落、飛散又は流出による災害を発生させた者

(3) 第9条第1項若しくは第2項、第14条第1項、第14条の2又は第23条第1項若しくは第5項の規定に違反して小規模埋立事業を行った者

(4) 第15条の規定により付された条件に違反して小規模埋立事業を行った者

(5) 第24条の2の規定に違反して第三者に小規模埋立事業を行わせた者

(手数料)

第34条 第9条第1項の許可を受けようとする者は、許可1件につき2万円の手数料を納付しなければならない。

2 第14条第1項又は第23条第1項の許可を受けようとする者は、許可1件につき1万円の手数料を納付しなければならない。

3 市長は、小規模埋立事業が農業の振興に資すると認めるとき、個人が自己の居住の用に供する住宅を建築すると認めるときその他必要があると認めるときは、前各項に規定する手数料を規則で定めるところにより減額し、又は免除することができる。

(委任)

第35条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第7章 罰則

(罰則)

第36条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

(1) 第7条第2項、第25条第1項若しくは第2項、第26条第1項、第27条、第30条第1項若しくは第2項又は第31条第1項の規定による命令に違反した者

(2) 第9条第1項、第14条第1項又は第23条第1項の規定に違反して小規模埋立事業を行った者

第37条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

(1) 第9条第2項、第14条の2、第16条又は第23条第6項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をして土砂等を搬入した者

- (2) 第17条第1項若しくは第2項、第18条第1項若しくは第2項又は第32条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- (3) 第17条第2項の規定に違反して、土砂等管理台帳を作成せず、又は同項に規定する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をした者
- (4) 第28条第2項の規定に違反して、土砂等管理台帳を保存しなかった者
- (5) 第33条第1項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

第38条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- (1) 第14条第6項、第21条第2項、第22条第1項又は第24条第2項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (2) 第28条第1項の規定に違反して、書類又は図面の写しを保存しなかった者
- (3) 第31条第3項後段の規定に違反して、標識の設置を拒み、妨げ、又は忌避した者
(両罰規定)

第39条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前3条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

(過料)

第40条 市長は、詐欺その他不正の行為により手数料の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料を科することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年7月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に着手する改正後の我孫子市埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第2条第2項に規

定する小規模埋立事業に係る改正後の条例第9条の規定による許可及び届出、改正後の条例第10条の規定による説明及び同意、改正後の条例第10条の2の規定による協議及び指導、改正後の条例第11条の規定による申請、改正後の条例第11条の2の規定による届出書の提出並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、施行日前においても、改正後の条例第9条から第13条まで及び第15条の規定の例により行うことができる。

(経過措置)

- 3 施行日前に改正前の我孫子市埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例(以下「改正前の条例」という。)第9条、第14条第1項又は第23条第1項の規定によりされた許可の申請であって、この条例の施行の際許可又は不許可の処分がされていないものについての許可又は不許可の処分については、なお従前の例による。
- 4 この条例の施行の際現に改正前の条例第9条、第14条第1項又は第23条第1項の許可(当該許可に係る事業が改正後の条例第9条第1項第3号に掲げる小規模埋立事業である場合を除く。)を受けている者は、それぞれ改正後の条例第9条第1項、第14条第1項又は第23条第1項の許可を受けた者とみなす。
- 5 この条例の施行の際現に改正前の条例第9条、第14条第1項又は第23条第1項の許可(当該許可に係る事業が改正後の条例第9条第1項第3号に掲げる小規模埋立事業である場合に限る。)を受けている者は、それぞれ改正後の条例第9条第2項、第14条の2又は第23条第6項の規定による届出をした者とみなす。
- 6 この条例の施行の際現に発せられている改正前の条例第7条第2項、第25条第1項及び第2項、第26条第1項、第27条、第30条第1項及び第2項並びに第31条第1項の規定による命令は、なおその効力を有する。
- 7 施行日前にした行為及び前項の規定によりなおその効力を有することとされる命令に違反した行為に対する罰則の適用について

は、なお従前の例による。